五　第一号に規定する特定株式につき剰余金の配当（分割型分割によるもの及び法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（次号において「株式分配」という。）を除く。）を受けた場合　その受けた日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうち、当該剰余金の配当として交付された金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額に係るものその他の金額として政令で定める金額に百分の二十五を乗じて計算した金額に相当する金額

六　第一号に規定する特定株式についてその帳簿価額を減額した場合　その減額した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその減額をした金額で同日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（分割型分割又は株式分配により減額した場合には、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第四項又は第八項の規定により同条第一項第二号に掲げる金額とされる金額）に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額

七　当該連結親法人又はその連結子法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特別勘定の金額

八　前項及び前各号の場合以外の場合において第一号に規定する特定株式に係る特別勘定の金額を取り崩した場合（当該連結親法人又はその連結子法人を合併法人とする合併により当該特定株式を発行した法人が解散した場合を除く。）　その取り崩した日における当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

10　第三項から前項までの規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十六条の十三第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。

11　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

12　第一項の規定は、第六十八条の四十三第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。

13　第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないものとする。

14　前三項に定めるもののほか、第一項又は第六項から第九項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百一第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の二を削り、第六十八条の百二の三を第六十八条の百二の二とする。

第六十八条の百七の二第十三項の表第六十八条の八十八第二十八項の項中

及び同条第二十八項	及び租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項の

を

及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項	及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第三十一項の

に改め、同表第六十八条の八十八第三十一項の

「前条及び租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法	及び同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項の

を

租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

に改める。

第六十八条の八十八第二十八項中

租税特別措置法	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項	同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第三十一項

を

租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十三項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

に改める。

第七十条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第六号及び第七号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第六項第五号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」を削る。

第七十条の二の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「が既に」を「（三十歳未満の者に限る。）が既に」に改める。

第七十条の二の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第七十条の三第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第六項第四号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」を「、第四項及び第五項」に改める。

第七十条の四第一項第一号中「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域」を「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域」に改め、同条第二項第四号中「次に」を「都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する次に」に改め、同号ロ中「（第五項第二号において「田園住居地域」という。）」を削り、同号に次のように加える。

ハ　都市計画法第五十八条の三第二項に規定する地区計画農地保全条例による制限を受ける同条第一項に規定する区域内にある農地（イ及びロに掲げる農地を除く。）

第七十条の四第五項第二号中「田園住居地域内にある」を「第二項第四号ロ又はハに掲げる」に改め、同条第十項第三号中「第二条第四項」を「（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項」に改める。

第七十条の四の二第九項に次の一号を加える。

十三　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百八条第一項第十三号に掲げる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者